

第6章 施策推進の目標

1 施策推進の目標

令和4年度 中間見直し

この施策の目標は、プランを着実に実施するため実施状況を把握する際の指標として主要な項目について設定しました。これらの目標を達成するため、取組を推進していきます。

I 安心して妊娠・出産し、ゆとりをもって子どもを育てられる環境づくり

| | 目標項目 | 現状（中間見直し） | 目標（R6年度） | 備考 |
|----|--|---------------------------------|--|-------------|
| 1 | 10代の人工妊娠中絶実施率 （20歳未満女子人口千対） | 2.8 （R2年度） | 減少を目指します | |
| 2 | 公立学校における学校内外の 機関等で相談・指導等を受け ていない不登校児童生徒の 割合 | 41.7% （R3年度） | 減少を目指します | |
| 3 | 公立高等学校の中退率 | 0.96% （R3年度） | 減少を目指します | |
| 4 | 公立小学校における職業に直 接かかわる体験活動（職場見 学等）の実施割合 | 小学校 51.3% （R3年度） | 全ての学校での実 施を継続します | ※政令市を 除く |
| 5 | 職場体験・インターンシップ を実施している公立学校の割 合 | 中学校 19.9% 高校 33.3% （R3年度） | 中学校全ての学校 での実施を目指し ます 高校での実施率の 増加を目指します | ※政令市を 除く |
| 6 | 子ども参観日キャンペーン参 加団体（企業等） | 5団体 （R3年度） | 増加を目指します | |
| 7 | 若年者の就労支援施設を通じ て就職した正規雇用者の割合 | 56.4% （R3年度） | 増加を目指します | |
| 8 | 子育て世代包括支援センター を設置した市町村数 | 54市町村 （R3年度） | 全市町村 | |
| 9 | 妊娠11週以下（初期）の妊 娠の届出率 | 94.9% （R2年度） | 95.0% | |
| 10 | 周産期母子医療センターの数 | 12箇所 （R3年度） | 13箇所 | |

| | 目標項目 | 現状（中間見直し） | 目標（R6年度） | 備考 |
|----|--|-----------------------------------|-------------------|---------------|
| 11 | 新生児死亡率・乳児死亡率 （出生千対） | 新生児 0.7 乳児 2.0 （R3年度） | 減少を目指します | |
| 12 | 子どもの生活・学習支援事業 実施市町村数 | 6市 （R3年度） | 10市 | ※政令・中核市 除く |
| 13 | 自立支援教育訓練給付金受給 者数 | 66人 （R3年度） | 100人 | ※政令・中核市 除く |
| 14 | 高等職業訓練促進給付金受給 者数 | 184人 （R3年度） | 230人 | ※政令・中核市 除く |
| 15 | ひとり親支援施策に関する協 議の場の設置 | 0 （R3年度） | モデル事業のため の地域指定 | |
| 16 | 日常生活支援事業実施市町村 数 | 6市 （R3年度） | 10市 | ※政令・中核市 除く |
| 17 | 子育て短期支援事業実施市町 村数 | 25市 （R3年度） | 23市 | ※政令・中核市 除く |
| 18 | 仕事と生活の両立が図られて いると感じる家庭の割合 | 70.6% （R3年度） | 80.0% | |
| 19 | 積極的に育児をしている父親 の割合 3・4か月児健診（健康相談）時 1歳6カ月児健診時 3歳児健診時 | 70.7% 68.2% 62.8% （R3年度） | 全て 70.0% | |

II 子どもが愛情に包まれて健やかに成長し、自立できる環境づくり

| | 目標項目 | 現状（中間見直し） | 目標（R6年度） | 備考 |
|----|--------------------------------------|---|-----------------------------------|----|
| 20 | 1歳6か月児健康診査・ 3歳児健康診査の受診率 | 1歳6か月児健診 92.5% 3歳児健診 90.8% （R3年度） | 増加を目指します | |
| 21 | 1歳6ヶ月児健康診査・ 3歳児健康診査の未受診児の 状況把握 | 1歳6か月児健診 79.7% 3歳児健診 70.4% （R3年度） | 1歳6か月児健診 100% 3歳児健診 100% | |

| | 目標項目 | 現状（中間見直し） | 目標（R6年度） | 備考 |
|----|------------------------------|----------------------------------|----------------------|---------|
| 22 | 幼稚園等や市町村の研修会への幼児教育アドバイザー派遣件数 | 39件 (R3年度) | 増加を目指します | |
| 23 | 主体的に授業改善に取り組んだ学校の割合 | 小学校 19.7% 中学校 13.5% (R3年度) | 小学校 100% 中学校 100% | ※政令市を除く |
| 24 | 小学校における新体力テスト（8種目80点満点）の平均点 | 47.3点 (R3年度) | 50.0点 | |
| 25 | 児童虐待による死亡事例 | 0件 (R3年度) | 0件 | |
| 26 | 養育支援訪問事業の実施市町村数 | 27市町村 (R3年度末) | 全市町村 | |
| 27 | 市町村子ども家庭総合支援拠点の設置数 | 27市 (R3年度末) | 全市町村 | |
| 28 | 里親等委託率 | 31.5% (R3年度) | 34.8% | ※政令市を除く |
| 29 | ファミリーホームの設置数 | 21か所 (R3年度末) | 28か所 | |
| 30 | 施設の小規模化の実施状況 | 22施設 (R3年度末) | 全施設 (27施設) | |
| 31 | 自立援助ホームの設置数 | 21か所 (R3年度末) | 17か所 | |
| 32 | 児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後） | 96.3% (R4.5.1) | 県全体の高等学校等進学率に近づけます | |
| 33 | 児童養護施設の子どもの進学率（高等学校卒業後） | 39.6% (R4.5.1) | 増加を目指します | |
| 34 | 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 | 92.4% (R2年3月卒業生) | 県全体の高等学校等進学率に近づけます | |
| 35 | 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率 | 3.8% (R元年度) | 減少を目指します | |
| 36 | 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率 | 38.1% (R2年3月卒業生) | 増加を目指します | |

| | 目標項目 | 現状（中間見直し） | 目標（R6年度） | 備考 |
|----|-----------------------------|---------------------|----------|----|
| 37 | 短期入所事業所数（障害のある子どもを受け入れる事業所） | 129事業所 （R3.3.31） | 増加を目指します | |
| 38 | 放課後等デイサービス事業所数 | 739事業所 （R4.3.31） | 増加を目指します | |
| 39 | 児童発達支援センター数 | 39事業所 （R4.3.31） | 増加を目指します | |
| 40 | 児童発達支援事業所数 | 517事業所 （R4.3.31） | 増加を目指します | |
| 41 | 幼小中高の個別の指導計画作成率 | 99.5% （R3年度） | 100% | |
| 42 | 幼小中高の個別の教育支援計画作成率 | 99.6% （R3年度） | 100% | |
| 43 | 特別支援学校高等部本科卒業生の就職希望者の就職率 | 97.9% （R3年度） | 増加を目指します | |
| 44 | 療育支援を実施している保育所等の数 | 147か所 （R3年度） | 増加を目指します | |

Ⅲ 地域全体で、子育てを応援し、子どもを守る環境づくり

| | 目標項目 | 現状（中間見直し） | 目標（R6年度） | 備考 |
|----|-----------------------------------|----------------------|------------------|----|
| 45 | 希望した時期に希望した保育サービスを利用することができた家庭の割合 | 75.7% （R3年度） | 80.0% | |
| 46 | 保育所等定員数 | 134,002人 （R4.4.1） | 138,380人 | |
| 47 | 保育所等待機児童数 | 250人 （R4.4.1） | 0人 （R6.4.1以降） | |
| 48 | 県内指定保育士養成施設卒業生の県内保育所等への就職率 | 62% （R3.4.1） | 増加を目指します | |
| 49 | ちば保育士・保育所支援センターにおけるマッチング数 | 130人 （R3年度） | 増加を目指します | |
| 50 | 民間保育所等で従事する常勤保育士の平均勤続年数 | 3年7ヵ月 （R3.4.1） | 増加を目指します | |

| | 目標項目 | 現状（中間見直し） | 目標（R6年度） | 備考 |
|----|---------------------------------------|--------------------|---------------------|----|
| 51 | 延長保育事業実施数 | 1,441 (R3年度) | 1,823か所 | |
| 52 | 一時預かり事業実施数 | 533か所 (R3年度) | 657か所 | |
| 53 | 休日保育実施か所数 | 35か所 (R3年度) | 35か所 | |
| 54 | 病児保育事業実施数 | 307か所 (R3年度) | 321か所 | |
| 55 | 小規模保育事業所定員数 | 7,325人 (R4.4.1) | 8,850人 | |
| 56 | ファミリー・サポート・センター設置市町村数 | 32市町 (R3年度) | 35市町 | |
| 57 | 地域子育て支援拠点設置数 | 347か所 (R3年度) | 371か所 | |
| 58 | 利用者支援事業実施数 | 147事業 (R3年度) | 163事業 | |
| 59 | 放課後児童クラブ数 (見直し後：放課後児童クラブ支援単位数) | 1,659か所 (R4年度) | 1,751か所 | |
| 60 | 放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数 (待機児童数) | 1,179人 (R4.5.1) | 解消を目指します | |
| 61 | 放課後児童支援員認定資格研修修了者数（県実施） | 5,895人 (R3年度) | 6,294人 | |
| 62 | 放課後児童支援員等資質向上研修修了者数 | 延べ1,246人 (R3年度) | 延べ1,400人 | |
| 63 | 放課後子供教室がカバーする小学校の割合 | 49.3% (R3年度) | 増加を目指します | |
| 64 | 「子育て応援！チーパス事業」協賛店舗数 | 8,257店 (R4.5.1) | 10,500店 (R7.4.1) | |
| 65 | ちばバリアフリーマップ掲載施設数 | 2,016施設 (R3年度) | 2,180施設 | |
| 66 | 子どもを生き育てやすいと感じる家庭の割合（子育て環境に対する満足度） | 81.6% (R3年度) | 80.0%以上 | |

| | 目標項目 | 現状（中間見直し） | 目標（R6年度） | 備考 |
|----|-----------------------|-----------------------------|--------------|----|
| 67 | 子育てを楽しいと感じる家庭の割合 | 73.2% (R3年度) | 80.0% | |
| 68 | 地域福祉フォーラム設置数 | 348か所 (R3年度) | 455か所 | |
| 69 | 地域学校協働本部が整備された小中学校の割合 | 60.0% (R3年度) ※全国65.1% | 全国平均以上を目指します | |

教育・保育の提供体制の確保に係る市町村（区域）別一覧

千葉市

（単位：人）

| 教育・保育の量の見込み及び確保方策 | | H3 1 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 |
|------------------------------|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 就学前の子どもの教育・保育の量の見込み | | 29,879 | 32,200 | 32,079 | 31,644 | 31,152 | 30,649 |
| 教育保育等の確保方策 | | 30,180 | 28,708 | 29,471 | 30,098 | 30,629 | 31,026 |
| 特定教育・保育施設 | | 20,280 | 20,607 | 21,646 | 22,582 | 23,612 | 24,343 |
| 特定地域型保育事業 | | 1,205 | 1,317 | 1,579 | 1,841 | 2,122 | 2,303 |
| 確認を受けない幼稚園 | | 8,695 | 6,784 | 6,246 | 5,675 | 4,895 | 4,380 |
| 認可外保育施設 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1 号 認 定 | 1 2 号 認 定 及 び （ 教 育 ニ ー ズ ） | | | | | | |
| | 量の見込み | 12,378 | 10,139 | 10,164 | 10,043 | 9,827 | 9,685 |
| | 確保方策 | 12,378 | 10,139 | 10,164 | 10,043 | 9,827 | 9,685 |
| | 特定教育・保育施設 | 3,683 | 3,355 | 3,918 | 4,368 | 4,932 | 5,305 |
| | 確認を受けない幼稚園 | 8,695 | 6,784 | 6,246 | 5,675 | 4,895 | 4,380 |
| | 今後必要となる定員数(「量の見込み」 - 「確保方策」) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2 号 認 定 | 2 号 認 定 （ 保 育 ニ ー ズ ） | | | | | | |
| | 量の見込み（保育ニーズ） | 9,821 | 11,330 | 11,359 | 11,231 | 11,006 | 10,849 |
| | 確保方策 | 10,196 | 10,608 | 10,871 | 11,139 | 11,396 | 11,592 |
| | 特定教育・保育施設 | 10,196 | 10,608 | 10,871 | 11,139 | 11,396 | 11,592 |
| | 確認を受けない幼稚園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 認可外保育施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 今後必要となる定員数(「量の見込み」 - 「確保方策」) | ▲ 375 | 722 | 488 | 92 | ▲ 390 | ▲ 743 | |
| 3 号 認 定 | 3 号 認 定 （ 1 ・ 2 歳 児 ） | | | | | | |
| | 量の見込み | 6,457 | 8,938 | 8,730 | 8,600 | 8,564 | 8,394 |
| | 確保方策 | 5,882 | 6,156 | 6,507 | 6,862 | 7,224 | 7,476 |
| | 特定教育・保育施設 | 4,945 | 5,130 | 5,287 | 5,448 | 5,602 | 5,720 |
| | 特定地域型保育事業 | 937 | 1,026 | 1,220 | 1,414 | 1,622 | 1,756 |
| | 確認を受けない幼稚園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 認可外保育施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 今後必要となる定員数(「量の見込み」 - 「確保方策」) | 575 | 2,782 | 2,223 | 1,738 | 1,340 | 918 |
| | 3 号 認 定 （ 0 歳 児 ） | | | | | | |
| | 量の見込み | 1,223 | 1,793 | 1,826 | 1,770 | 1,755 | 1,721 |
| 確保方策 | 1,724 | 1,805 | 1,929 | 2,054 | 2,182 | 2,273 | |
| 特定教育・保育施設 | 1,456 | 1,514 | 1,570 | 1,627 | 1,682 | 1,726 | |
| 特定地域型保育事業 | 268 | 291 | 359 | 427 | 500 | 547 | |
| 確認を受けない幼稚園 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 認可外保育施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 今後必要となる定員数(「量の見込み」 - 「確保方策」) | ▲ 501 | ▲ 12 | ▲ 103 | ▲ 284 | ▲ 427 | ▲ 552 | |

用語解説

あ行

医師偏在指標

全国ベースで医師の多寡を統一的・客観的に比較・評価する指標として、国が算出したものです。

移行期医療

小児期に慢性疾患に罹患した患者さんに、年齢や状態に応じた適切な医療が切れ目なく提供されるようにするための医療です。

SDGs

「持続可能な開発目標」(SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS) のことで、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。

か行

キッズゾーン

特に子どもの交通安全の確保を図る特定地域であって、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するため、保育所等を中心に周囲500メートルを目安として設定するものです。
(小学校等の「スクールゾーン」に準ずるもの)

圏域

健康福祉センターの区域を基本とした13圏域と、千葉市、船橋市及び柏市を加えた計16の障害保健福祉圏域のことです。

子育て世代包括支援センター

全ての妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関するさまざまな相談に応じ、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行い、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を提供するワンストップ拠点です。

さ行

里親

家庭で生活することができない子どもを、保護者に代わって一時的にあるいは継続的に自身の家庭に預かり、愛情深く育ててくださる方をいいます。

三次救急医療

救急車により直接、又は初期・二次救急医療機関から転送される重篤救急患者に対する救命医療を行うことです。

社会人権教育

社会教育における人権教育のことです。

周産期

妊娠後期（妊娠満22週以降）から早期新生児（生後1週未満）までの出産前後の時期のことをいいます。

小児救命救急センター

原則として、診療科領域を問わず、すべての重篤な小児救急患者を24時間体制で必ず受け入れることとして、都道府県から指定された医療機関です。令和3年4月1日に東京女子医科大学八千代医療センターが指定されました。

小児中核病院

三次医療圏（先進的な技術や特殊な医療機器の使用を必要とするもの、発生頻度が低い疾病や特に専門性の高い救急医療などの保健医療サービスを提供するための圏域）において中核的な小児医療を提供する医療機関です。

処遇改善等加算Ⅱ

公定価格（保育等に要する費用の額の算定に関する基準として国が定めた額）における技能・経験を積んだ職員に係る人件費の加算のことをいいます。

ジョブカフェ

都道府県が設置する、若者の就職支援をワンストップで行う施設で、就職セミナーや職場体験、カウンセリングや職業紹介などさまざまなサービスを提供しています。

自立援助ホーム

家庭で生活ができない義務教育を終了した後の子どものうち、社会的に自立するための支援が必要な子どもが入所し、日常生活の援助や指導、就職に向けた支援を受けながら、自立を目指す施設です。

全県（複数圏域）対応型小児医療拠点病院

三次医療圏（先進的な技術や特殊な医療機器の使用を必要とするもの、発生頻度が低い疾病や特に専門性の高い救急医療などの保健医療サービスを提供するための圏域）において、中核的な小児医療を実施する病院のことです。

ゾーン30

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて最高速度30キロメートル毎時の速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路対策です。

た行

地域小規模児童養護施設

児童養護施設が本体施設とは別の場所において、できる限り家庭に近い環境で、5～6人の子どもの養育を行うグループホームです。

地域若者サポートステーション

若者の職業的自立を支援する機関で、無業の状態にある若者とその保護者に対し、専門的な相談、各種プログラム、職場体験、地域ネットワークを活用した支援などを提供しています。

ちば型食生活

鮮度が良く栄養たっぷりでおいしい千葉県産の農畜産物や水産物を、上手に食事に取り入れたバランスのよい食生活のことをいいます。

ちば食育サポート企業

社会貢献活動の一環として食育活動を実践する企業・団体。公的機関や食育ボランティアが実践する食育活動に支援・協力する企業を登録し、紹介する県の制度です。

ちば食育ボランティア

学校や地域など食育活動を行う場で、農業体験の受入れや郷土料理の調理実習、食に関する知識等をお話するなど、幅広い分野で食育活動のサポートをする方々を登録し、紹介する県の制度です。

通過交通抑制対策

抜け道としての利用を抑制する対策です。

特定教育・保育施設等

市町村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する施設及び地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者をいいます。

特別活動

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決する活動で、例えば、学級活動や学校行事等を指します。

な行

ニート

Not in Education, Employment or Trainingの略（NEET）で、就業せず、求職活動もしていない人のうち、家事も通学もしていない15歳から34歳の人のことをいいます。

二次医療圏

医療法に基づく医療機関相互の機能分担に基づく連携による包括的な保健医療サービスを提供していくための圏域のことをいい、本県では9つの二次医療圏を設定しています。

ネットリテラシー

一般に「ネットワークを正しく利用する能力」との意味合いで使われていますが、ここでは少し意味を限定して「ネット・トラブルに巻き込まれないための自衛能力」という意味で使っています。

は行

ハイリスク妊婦

妊娠中、出産中、産後、母児のいずれかまたは両者に、健康上の問題や合併症を悪化させるなどの危険が予想され、妊産婦死亡、周産期死亡等の発生する可能性が高い妊婦・胎児のことをいいます。

ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む修学、非常勤職を含む就労、家庭外での交友など）を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態をいいます。（他者と関わらない形での外出をしている場合を含む）

ファミリーホーム

家庭で生活することができない子ども5～6人を養育者自身の家庭で養育する里親型のグループホームです。

不登校児童生徒

当該年度間に連続または断続して30日以上欠席した者のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にある児童生徒（ただし、「病気」や「経済的な理由」によるものを除く。）をいいます。

母性健康管理指導事項連絡カード

妊娠中又は出産後の働く女性が、医師等から受けた指導事項の内容を会社に的確に伝えるためのものです。このカードが提出された場合、会社は医師等からの指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならないと、男女雇用機会均等法第13条に規定されています。

や行

ヤングケアラー

法令上の定義はないが、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

予防接種センター

予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期の予防接種がより安全かつ有効に実施されることにより、予防接種率の向上を図るとともに、健康被害の発生の防止に万全を期することを目的として設置されており、慎重に予防接種を実施する必要がある予防接種要注意者等に対する予防接種、健康被害への対応、予防接種に関する正しい知識や情報の提供、地域の医療機関に対する相談対応支援、医療従事者研修の実施等を行っています。

ら行

レスパイト

障害のある人の家族を一時的に障害のある人の介護から解放する事によって、日ごろの心身の疲れを癒し、休息できるようにすることです。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

誰もが、仕事と育児、介護、自己啓発、休養、地域活動、ボランティア活動など、さまざまな活動を自らの希望どおり展開できる状態のことをいいます。

資料1 プランの推進体制

1 推進体制

このプランを着実に実施するため、以下の体制のもと、推進していきます。

○ 次世代育成支援対策推進本部

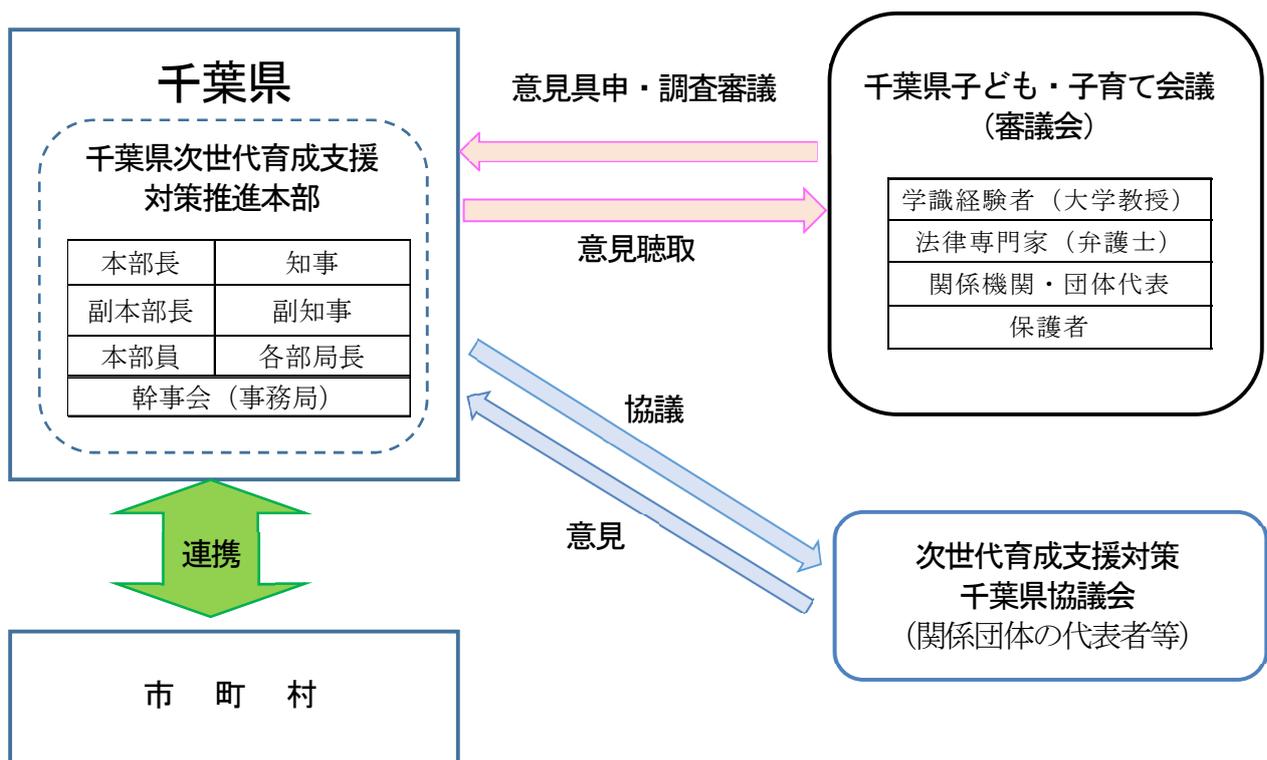
全庁的な体制のもとで、プランの推進及び施策の総合調整を行います。

○ 千葉県子ども・子育て会議

子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議します。

○ 次世代育成支援対策千葉県協議会

次世代育成支援に係る関係団体の代表者等の参加により、プランの推進を行います。



2 進行管理

プランは策定して終わりではなく、プランの期間が終了するまで、プランの着実な推進を図るため、施策及び事業の成果について、継続的に進行管理を行うことが重要です。

このため、毎年度、プランに掲げる県の施策の実施状況などを点検・評価の上、公表します。

また、プラン3年目（令和4年度）を目安として見直しを行うほか、社会情勢の変化等により実態との乖離が生じた場合においては、必要に応じて見直しを実施していきます。

資料2 プラン策定の経緯

| | |
|----------------|--|
| 令和元年 7月 8日 | 第1回次世代育成支援対策千葉県協議会 プランの策定について |
| 7月31日 | 第1回千葉県子ども・子育て会議 プランの策定について |
| 9月 2日 | 第2回次世代育成支援対策千葉県協議会 プランの骨子案について |
| 10月11日 | 第2回千葉県子ども・子育て会議 プランの骨子案について |
| 11月18日 | 第3回次世代育成支援対策千葉県協議会 プランの骨子案、名称案、プラン案について |
| 11月22日 | 第3回千葉県子ども・子育て会議 プランの骨子案、名称案、プラン案について |
| 令和2年 1月14日 | 第4回次世代育成支援対策千葉県協議会 プラン案について |
| 1月17日 | 第4回千葉県子ども・子育て会議 プラン案について |
| 2月10日 ～3月1日 | パブリックコメントの募集 各市町村への意見照会 |
| 3月 | 千葉県次世代育成支援対策推進本部における総合調整 |
| 3月31日 | プランの決定 |

令和4年度 中間見直し

| | |
|----------------|--|
| 令和4年 10月20日 | 第1回子ども・子育て会議 プランに係る事業の令和3年度の進捗状況の点検・評価について プランの中間見直しの方向性について |
| 11月7日 | 第1回次世代育成支援対策千葉県協議会 プランに係る事業の令和3年度の進捗状況の点検・評価について プランの中間見直しの方向性について |
| 令和5年 2月2日 | 第2回千葉県子ども・子育て会議 プランの中間見直し素案について |
| 2月6日 | 第2回次世代育成支援対策千葉県協議会 プランの中間見直し素案について |
| 2月10日 ～3月1日 | パブリックコメントの募集 各市町村への意見照会 |
| 3月23日 | 第3回千葉県子ども・子育て会議 プランの中間見直し案について |
| 3月24日 | 第3回次世代育成支援対策千葉県協議会 プランの中間見直し案について |
| 3月 | 千葉県次世代育成支援対策推進本部における総合調整 |
| 3月31日 | プランの中間見直し |

資料3 千葉県子ども・子育て会議委員名簿

令和4年度 中間見直し

令和5年3月現在
(敬称略・50音順)

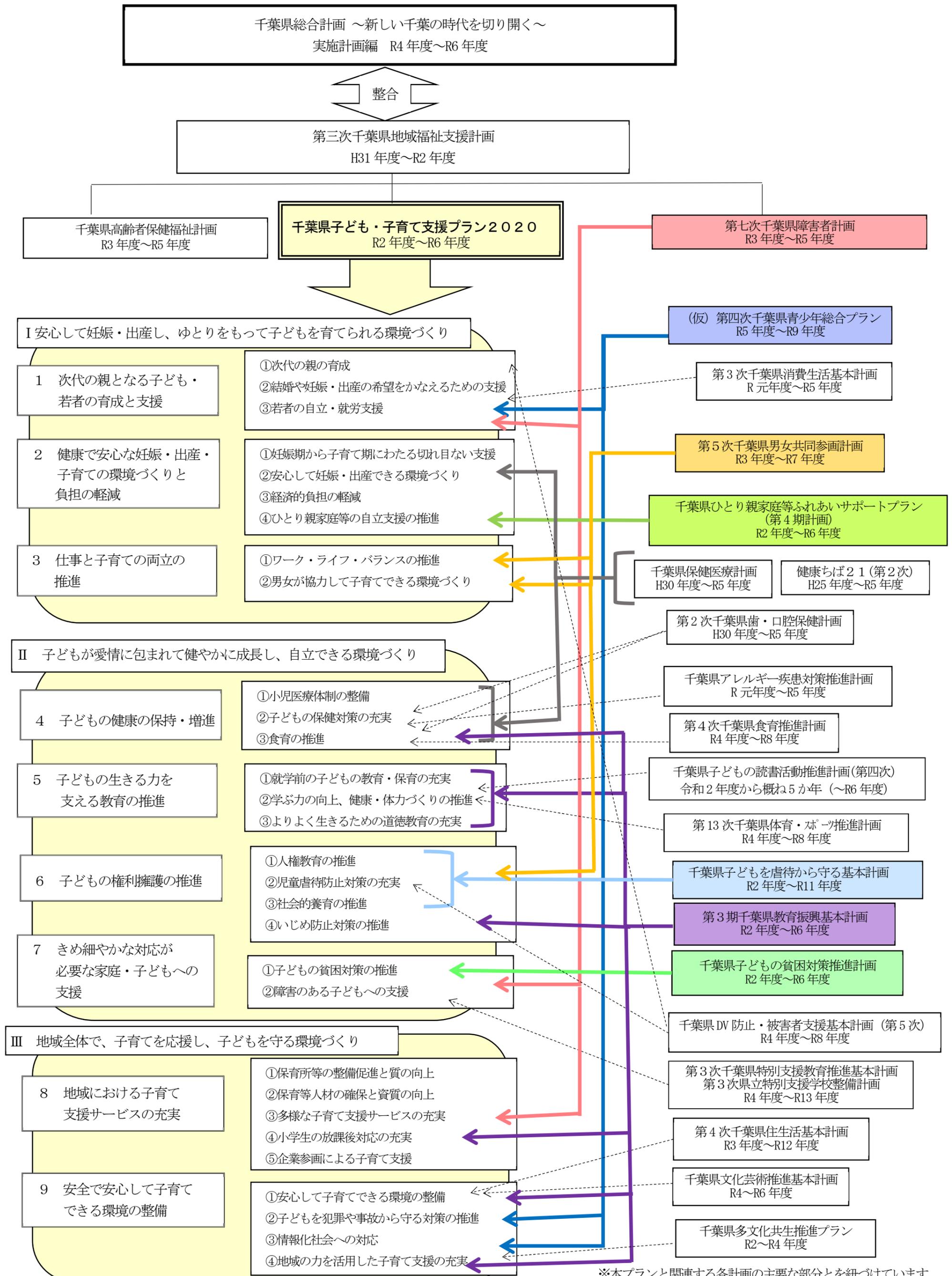
| | 氏名 | 所属 |
|-------|--------|----------------------|
| 1 | 阿部 和子 | 大妻女子大学名誉教授 |
| 2 | 稲垣 美加子 | 淑徳大学教授 |
| 3 | 今村 恭子 | 県民公募 |
| 4 | 大竹 幸恵 | 千葉県国公立幼稚園・こども園協会副会長 |
| 5 | 大野 京子 | 千葉県医師会理事 |
| 6 | 小川 貴敏 | 千葉県学童保育連絡協議会会長 |
| 7 | 風間 一郎 | 一般社団法人全千葉県私立幼稚園連合会会長 |
| 8 | 加藤 雅美 | 柏市副市長 |
| 9 | 酒井 昌史 | 千葉県小学校長会副会長 |
| 10 | 眞田 範行 | 眞田・中間・谷中綜合法律事務所弁護士 |
| 11 | 瀧本 明良 | 日本労働組合総連合会千葉県連合会部長 |
| 12 | 竹田 かほり | 一般社団法人千葉県商工会議所連合会主査 |
| 13 | 藤澤 彩 | 千葉県認定こども園会議共同代表 |
| 14 | 保科 陽子 | 県民公募 |
| 15 | 松山 益代 | 千葉県保育協議会副会長 |
| 16 | 矢萩 恭子 | 和洋女子大学教授 |
| 計 16名 | | |

資料4 次世代育成支援対策千葉県協議会構成団体等一覧

令和5年3月現在

| | 団体等 |
|---------|--------------------------------------|
| 1 | (福)千葉県社会福祉協議会 |
| 2 | 千葉県児童福祉施設協議会 |
| 3 | 千葉県保育協議会 |
| 4 | (公財)千葉県民生委員児童委員協議会 |
| 5 | 千葉県手をつなぐ育成会 |
| 6 | 千葉県小学校長会 |
| 7 | 千葉県中学校長会 |
| 8 | 千葉県高等学校長協会 |
| 9 | (公財)千葉県私学教育振興財団 ※(一社)全千葉県私立幼稚園連合会 |
| 10 | (公社)千葉県医師会 |
| 11 | (一社)千葉県歯科医師会 |
| 12 | (公社)千葉県看護協会 |
| 13 | (一社)千葉県商工会議所連合会 |
| 14 | 日本労働組合総連合会千葉県連合会 |
| 15 | (一社)千葉県子ども会育成連合会 |
| 16 | (株)千葉日報社 |
| 17 | 厚生労働省千葉労働局 |
| 18 | 千葉県市長会 |
| 19 | 千葉県議会健康福祉常任委員会 |
| 20 | 渥美 雅子 |
| 計 20団体等 | |

【参考】各計画関連図





千葉県子ども・子育て支援プラン2020

令和5年3月中間見直し

[編集・発行]

千葉県健康福祉部子育て支援課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

TEL : 043-223-2596

FAX : 043-222-9939

[千葉県ホームページ]

<https://www.pref.chiba.lg.jp>



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん